家屋に異動があった時は届出を忘れずに！

固定資産税は、毎年1月1日現在に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税される町の税金です。家屋（住宅・倉庫などの建物）に異動（新築・売買・贈与・相続・取り壊しなど）があっても、届出がなければ固定資産課税台帳を更新することができず、そのままもとの所有者に課税されたり、課税漏れの原因となります。

家屋に異動があった時には、早めに企画財政課資産税係まで届出をしてください。

【お問い合わせ】
役場企画財政課資産税係
Tel　2・1214

国民年金保険料は毎月きちんと納めましょう

国民年金は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、基礎年金の給付に必要な費用を公平に負担することによって成り立っています。もし、あなたが国民年金の保険料を未納にしていた場合、将来老齢基礎年金を受給できる年齢になったとしても、まったく年金を受けられなくなったり、受けられたとしても未納の期間に応じて受給額が減額されることになります。

また、老齢基礎年金以外にも国民年金から支給される年金として障害基礎年金や遺族基礎年金などがありますが、これらの年金を受給するためにも年金保険料の納付に関する要件があることから、保険料を未納にしていると病気やケガなどにより障害の状態となったときや、一家の働き手が不幸にして亡くなった場合など皆さんの生活が脅かされる万が一の事態が発生したときに、これらの年金を受けることができない場合もあります。

このようなことがないように、毎月きちんと国民年金保険料を納めましょう。

【お問い合わせ】
役場町民課戸籍年金係
Tel　2・1213

知ってますか？道の「苦情審査委員制度」

みなさんに代わって、「苦情審査委員」が中立的な立場で、道の機関に対し、必要な調査などを行ない、審査の結果道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。

みなさん自身の利害に係わる苦情であれば、「苦情審査委員」に申立ができます。

■申立方法
○苦情申立書は、道庁『道政相談センター』または、各総合振興局『道政相談室』に用意してあります。
○申立書はホームページからでもダウンロードできます。
道トップページ
相談窓口→道政一般
○申立は郵送、ファックス、メールでお願いします。

【お問い合わせ】
北海道総合政策部
知事室道政相談センター
〒　060・8588
札幌市中央区北3条西6丁目
Tel　011・231・4111
ホームページ
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/

交通事故援護制度のお知らせ

『交通遺児等育成資金貸付（無利子）』

■対象
自動車事故により保護者の方が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなったご家庭のお子様で、0歳から中学卒業まで

■貸付金額
一時金　15万5千円（最初）
以後月額　2万円
小・中学校入学時
入学支度金　4万4千円

■返還方法
月賦または、半年賦併用による20年以内での均等払い

『重度後遺障害者介護料支給』

■対象
自動車事故により、脳、脊髄、または胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方

■支給額
月額　29，290円～136，880円
※障害の程度により支給
※「短期入院」費用別途支給

■支給期月
3、6、9、12月で3ヶ月分を一括支給

【お問い合わせ】
自動車事故対策機構
旭川支所
Tel　0166・40・0111

製造事業所の皆様へ

経済産業省では、工業統計調査を平成22年12月31日現在で実施します。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、そ

の活動実態を明らかにすることを目的として調査します。

本調査は、国の重要な統計調査であり、調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として使われるほか、大学や民間の研究機関、小・中・高等学校の教材など、広く利用されています。

皆さんから提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

【お問い合わせ】
役場企画財政課計画係
Tel　2・1214

所得税・町道民税の控除が受けられます

身体障害者手帳などの交付を受けていない人でも、65歳以上で身体障害者などの基準と同程度の障害にある人は所得税および町道民税における障害者控除を受けることができます。認知症が中程度以上の人や、準寝たきり以上の状態にある人などが障害者控除の対象になります。

この控除を受けるには、「障害者に準ずる者」の認定手続き（障害者控除対象者認定書）が必要になりますので、保健福祉課社会福祉係へお問い合わせください。

※すでに身体障害者手帳などをお持ちの人は、この認定書の申請は必要ありません。

【お問い合わせ】
役場保健福祉課社会福祉係
Tel　2・1212

「法務局なるほど講座」のお知らせ

■講座内容と日程
○平成23年1月14日
「会社の種類とその特色」
13時30分～14時30分
「相続登記の手続」
14時40分～15時30分
○1月21日
「遺言制度について」（2回）
13時30分～14時30分
14時40分～15時30分
○1月28日
「住宅ローンの完済と抵当権抹消登記」
13時30分～14時30分
「成年後見制度」
14時40分～15時30分

■場所
北見市高砂町14番14号
釧路地方法務局北見支局
2階会議室

■募集期間
平成22年12月9日～24日
8時30分～17時15分
（土日祝祭日を除く）

■申込方法
○電話による申込で先着20名
○各講座実施日単位とし3回全ての申込も可能

【申込・お問い合わせ】
釧路地方法務局北見支局
Tel　0157・23・6166

佐呂間町営スキー場の業務委託者が変わりました

12月1日より、佐呂間町営スキー場の業務委託者が変わりました。

それに伴い、地方自治法施行令及び佐呂間町財務規則の規定により、佐呂間町営スキー場リフト使用料の徴収・収納事務等を委託しましたのでお知らせします。

■委託者氏名
サロマ総合管理協同組合
（代表理事 関東俊彦）

■住所
佐呂間町字永代町3番地

お知らせ information 除雪機を売却します

昨年まで町民センターで使用していた除雪機を売却します。

■機　種　　ヤマハ　スノーメイト
■形　式　　ＹＴ－１１９０Ｅ
■年　式　　平成４年１１月
■規　格　　１１馬力　除雪幅９００mm
■売却価格　２７，０００円（税込み）
■売却条件
①町内在住の個人、または町内に事業所がある法人。
②修理・消耗品等の除雪機に係る費用は全て自己負担とする。
③引渡し場所から運搬できること。
④転売目的による購入は禁止とする。
■申込方法
平成２２年１２月２７日（月）までに役場総務課管財係へ申込書を提出願います。
※申込用紙は総務課管財係に用意しています。
■その他
申込者が多数の場合には抽選を予定しています。除雪機を見たい場合には事前に連絡願います。
【お問い合わせ】
役場総務課管財係　Tel　２・１２１１

工事車両の通行について

11月29日より開始された佐呂間別川改修工事に伴い、工事車両が佐呂間市街地を頻繁に走行しています。工事現場は富美橋下流で、工事で発生する土砂を知来尚和牧野、仁倉小野の沢地区まで運搬します。積載時は佐呂間別川堤防、空車時は市街地を走行していますので、通行には十分ご注意いただくとともに改修工事へのご理解とご協力をお願いします。工期は来年2月下旬の予定です。

〝通行にはご注意ください!!〟

佐呂間市街運搬経路

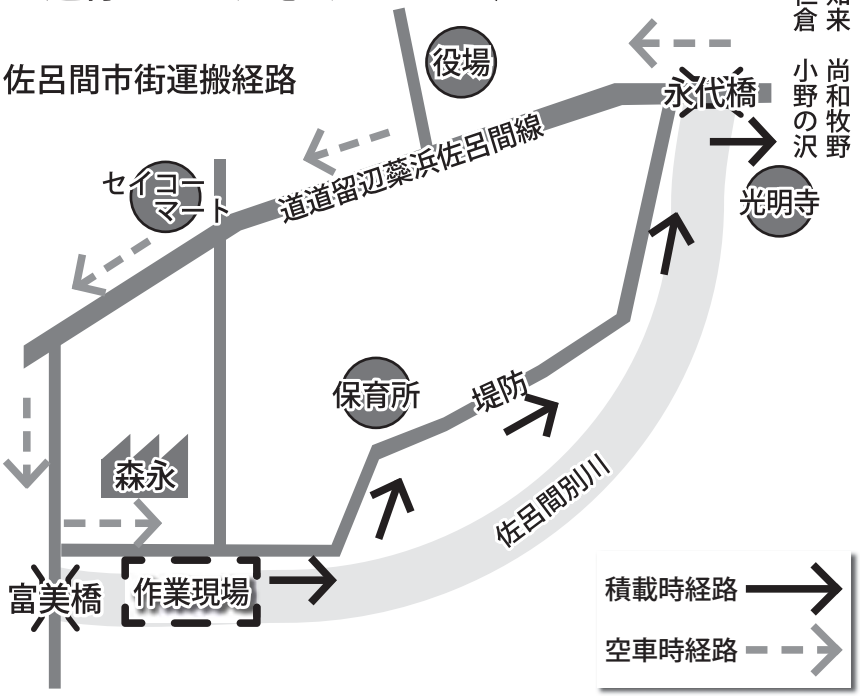

佐呂間町は寒さが大変厳しく、12月から3月にかけて水道凍結が多くなります。冬期間に家を留守にする際、または、水道凍結の恐れがある場合は、水を落とす習慣をつけ、凍結を防ぐよう心掛けましょう。

水道の落とし方

①水抜き方法
給水栓AとBのバルブを開放しながら水抜き栓を「閉める」の方向に閉める。

②水抜きの確認
水抜きの操作のすぐ後に給水栓Bに指先をあて、空気を吸っている状態がよい。

③凍結防止
換気口を完全に閉じ、床下に冷たい空気が入らないようにする。

水道が凍って出ないとき

①給水栓Aにタオルを巻き、その上からぬるま湯をかけ、次に熱湯をかける。特に床下の立上がり管にもかける。（ドライヤーでも効果的です。）

②水抜き栓のハンドルが固いときは①と同じ方法で水抜き栓にもお湯をかける。

お知らせ information

冬期間の水道凍結にご注意ください

トイレ（ロータンク）の水抜き方法

①トイレの水抜き栓Cを「閉める」の方向に閉める。

②ロータンクレバーDを水抜きに回し（ないときは大便を流す操作を2～3回行う）タンク内の水を抜く。

③便器内のトラップが凍結しないようにパネルヒーターなどで保温する。

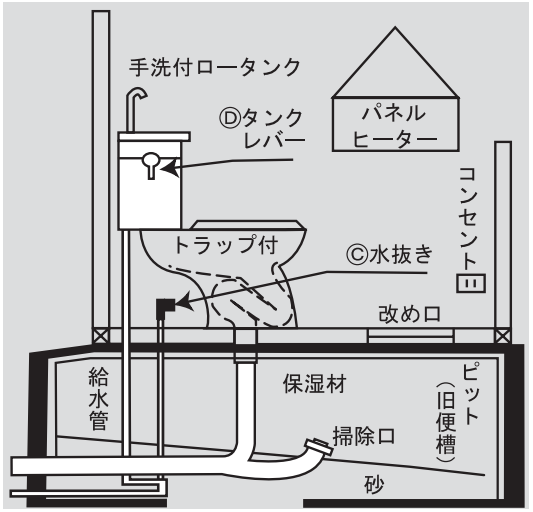

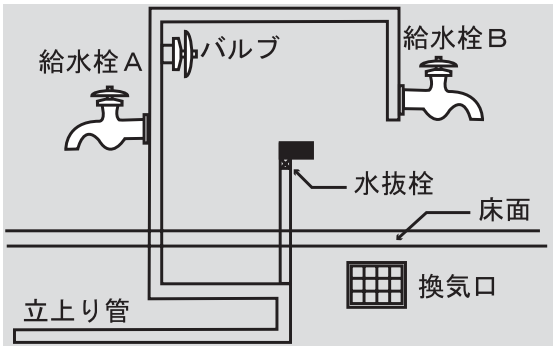

凍結が直らないときには

町内の給水装置工事指定業者に直接、修理依頼してください。

㈲谷口住設　Tel 2・2196
垂水設備　Tel 2・2287
㈲ユモト　Tel 2・3643
山内住設　Tel 2・8644
佐呂間開発工業㈱　Tel 2・3201

町営住宅の空家状況

11月18日現在の公営住宅空家状況をお知らせいたします。入居申込など詳しくは、建設課（Tel　2・1210）までご連絡ください。

■西富団地
2階3LDK（2階）1戸
15，400～

■若里団地
※1階3DK　1戸
9，100～

■栄団地
※2階3LDK（1階）1戸
15，300～

■宮前団地
☆特定公共賃貸住宅
2階3LDK（2階）1戸
47，700～

特定公共賃貸住宅は収入が多い方のための公営住宅です。
入居要件などが一般公営住宅と取扱が異なりますので、詳しくは役場建設課管理係までご連絡ください。

※印は、60歳未満でも単身入居が可能な住宅です。

お知らせ information

年末のごみ収集

12月31日から1月5日まで、ごみ収集及び知来ごみ処理場が休みになります。また、12月・1月のごみの出す日の確認は、健康カレンダー12月の表で確認してください。

地域	収集品目	年末収集日
栄地区	燃やすごみ	22日・29日
	燃やさないごみ	21日・28日
若佐市街	燃やすごみ	22日・25日・29日
	燃やさないごみ	21日・28日
若佐地区	燃やすごみ	22日・29日
	燃やさないごみ	21日・28日
西富	燃やすごみ	21日・25日・28日
	燃やさないごみ	30日
佐呂間市街	燃やすごみ	21日・25日・28日
	燃やさないごみ	30日
北	燃やすごみ	21日・25日・28日
	燃やさないごみ	30日
東	燃やすごみ	21日・25日・28日
	燃やさないごみ	30日
知来	燃やすごみ	23日・30日
	燃やさないごみ	29日
仁倉	燃やすごみ	23日・30日
	燃やさないごみ	29日
浜佐呂間	燃やすごみ	23日・30日
	燃やさないごみ	29日
幌岩	燃やすごみ	23日・30日
	燃やさないごみ	29日
浪速	燃やすごみ	23日・30日
	燃やさないごみ	29日
富武士	燃やすごみ	22日・29日
	燃やさないごみ	21日・28日
若里	燃やすごみ	22日・29日
	燃やさないごみ	21日・28日

その他プラ

上地区　12月27日
中地区　12月23日
下地区　12月24日

除雪作業にご協力ください

初冬を迎え、これからは降雪に伴い除雪作業が本格的に行われるシーズンとなります。降雪時には一刻も早く地域の交通を確保するため、限られた車両のなかで除雪作業を行い、皆さんのご協力が非常に重要になります。地域の交通を早期に回復するため、次のことに注意くださいますようお願いします。

■路上駐車はしない
放置車両があると、その箇所の除雪ができなくなり交通渋滞や事故の原因にもなります。

■路上や歩道に物を放置しない
雪の下に埋まり見えなくなると事故の原因になります。

歩道はみんなが利用する道路です。

■歩道・車道に雪を出さない
「わだち」ができて交通の障害や事故の原因になります。

■玄関前の雪は各家庭で
道路へ出るまでの間口の確保は各家庭でお願いします。

ご自宅の排雪に利用していただくため、主な雪捨て場を指定しましたのでご利用ください。なお、排雪時にはごみなどの混入がないよう注意してください。

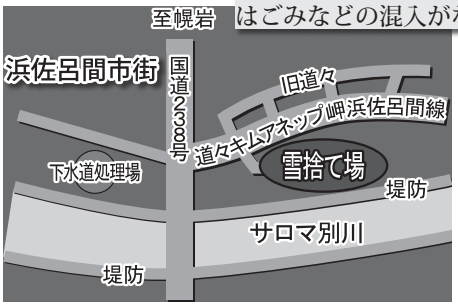

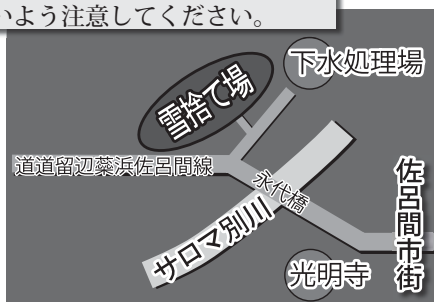

「遠軽自衛隊ふれあいコンサート」のご案内

■日時
平成22年12月11日
開場　午後1時
開演　午後2時

■場所
湧別町文化センターＴＯＭ

■内容
音楽隊演奏・ラッパ隊演奏・格闘披露

■ゲスト
遠軽がんぼう太鼓同好会
上湧別小学校金管バンド

■入場料　無料

【お問い合わせ】
陸上自衛隊遠軽駐屯地
第25普通課連隊広報班
Tel　０１５８・４２・５２７５

「ラブホテル規制」が追加されます

風適法施行令が改正され、ラブホテルの規制が追加されます。

○現在旅館業を経営している方で、当該施設が新たな規制でラブホテルに該当することとなり、平成23年1月以降も続けて営業する場合は、平成23年1月中に、ホテルの所在地を管轄する警察署を通じて公安委員会に届出をする必要があります。詳しくは、お問い合わせください。

【お問い合わせ】
北海道警察本部保安課
ラブホテル対策プロジェクト
Tel　０１１・２５１・０１１０
（内線　３１５７、３１５８番）

ＦＡＸ１１９番通報サービスのご案内

消防署では、病気やけが、災害など緊急時に電話では１１９番通報ができない方（耳や言語が不自由な方）を対象に、ＦＡＸ１１９番通報サービスを行っています。

緊急時、お手持ちのＦＡＸ機器を用いて消防署専用ダイヤル番号にＦＡＸ通報することで、消防車、救急車がご自宅へ駆けつけることができます。登録を希望される方は、消防署または役場へお問い合わせください。

【お問い合わせ】
遠軽地区広域組合消防署
警備課通信指令係
Tel　０１５８・４２・２０５０
消防署佐呂間出張所
Tel　２・３６３７
役場保健福祉課
Tel　２・１２１２

ご寄付ありがとうございます

■社会福祉協議会
▼香典返しを廃して
共立蓬田正敏さん
若佐洞口勝治さん
武士及川正雄さん
西富小野江宏則さん
西富辻　敦子さん
宮前町西村　稔さん
若里水戸アキ子さん

■社会福祉事業に対して
永代町小林精治さん

■共立老人クラブへ
共立蓬田正敏さん

お知らせ information　年末年始における町関連施設の休日期間

●役場庁舎 / 支所 / 出張所
12月31日～1月5日
●町民センター
12月29日～1月5日
●図書館
12月29日～1月5日
●体育館
12月29日～1月5日
●老人福祉センター
12月31日～1月5日
●屋内ゲートボール場
12月29日～1月5日
●武道館・温水プール
12月30日～1月6日
●町営スキー場
12月31日～1月1日
●佐呂間コミセン / 栄地域交流センター
若佐コミセン / 浜佐呂間活性化センター
12月30日～1月5日
●若佐歯科診療所
12月29日～1月5日
●児童館
12月30日～1月5日
●在宅介護支援センター
12月31日～1月5日
●佐呂間 / 若佐 / 浜佐呂間保育所
12月31日～1月5日
●地場産品開発研究センター
12月29日～1月5日

ふれあいバス

●町内路線
全便運休　12月31～1月3日
※下校第３便運休　12月25日～1月13日
●町外路線
12月30日～1月3日

あいあい通信
楽しい子育て応援します!!
子育て支援センター『あいあい』
TEL 2-1255

♪　きたかぜこぞうの　かんたろう　ことしも　まちまでやってきた・・・♪
寒い寒い冬がやってきました。 吐く息も白くなり､子ども達もコートに帽子、手袋と冬の装いになりました。テレビでは、クリスマスツリーの点灯式の模様を目にする機会が多くなり、心がウキウキしてきますね。
１２月１５日の〝あいあいらんど〟では、少し早いですがクリスマス会を行います。あわてんぼうのサンタクロースに会えるかな？

楽しかったね!おいしかったね!!
調理実習

11月17日の〝あいあいらんど〟では、2歳以上児を対象に「調理実習」を行いました。
当日は18組の親子が、食生活改善推進員の協力を得てお好み焼きに挑戦!!材料を混ぜて、ホットプレートで焼き、アツアツのお好み焼きを頬張ったり、歯に良い食材を使った小魚のかきあげや野菜スティックに大満足でした。野菜嫌いの子ども達も、スティックのキュウリや大根をおいしそうに食べていましたよ。
また、食生活改善推進員と一緒にゲームや体操を楽しみ、おなかも心も満たされた1日でした。

『子育て自由相談日』

栄養士が来所します。お母さんの産後の食生活や離乳食など、お気軽にご相談ください。
日　程　1月13日(木)
午前10時～11時30分
＊子育て支援センターは自由開放日です。相談のない方も遊びに来てください。

おなか　いっぱい!!

『あいあいらんど』

寒さなんかに負けないぞ!!
1月の『あいあいらんど』は雪中運動会です。
さぁー、みんなで白い世界に飛び出しましょう!!
日　程　1月26日（水）
午前10時30分～11時30分
場　所　佐呂間町営スキー場
＊1月18日（火）までに申し込んでください。

『自由開放』をご存知ですか?

〝あいあい〟の事業には年齢別の『あそびの広場』のほかに、年齢制限がない『自由開放』があります。
木曜日の午前中と、月・火・木・金曜日の午後に行っています。時間内であれば、いつでも利用が出来ます。年齢制限がないので、同じ年齢の子ども達や年齢の離れた子ども達が一緒に遊ぶ経験が出来ます。

一緒にあそぼう。

『パパママたまご教室』

今回は武道館・温水プール職員の指導による、〝赤ちゃんの運動発達〟を行います。
日　程　1月19日（水）
午前10時～11時30分
＊1月17日（月）までに申し込んでください。
＊活動しやすい服装で来てください。

上記の事業は、≪サロマゲンキマイレージ≫の対象となります。各事業に参加される方は、ポイントカードをご持参ください。